

A. POPs 条約附属書 D 1 に掲げるスクリーニング基準について

POPs 条約附属書 D 1においては、スクリーニング基準について次のように定められている。

附屬書D 情報の要件及び選別のための基準

1. 附屬書A、附屬書B又は附屬書Cに化学物質を追加する提案を行う締約国は、(a)に定める方法で化学物質を特定し、並びに当該化学物質及び適当な場合にはその変換された生成物に関して、(b)から(e)までに定める選別のためのすべての基準についての情報を提供する。

(a) 化学物質の特定

- (i) 商品名、商業上の名称、別名、ケミカル・アブストラクツ・サービス (CAS) 登録番号、国際純正・応用化学連合 (IUPAC) の名称その他の名称
- (ii) 構造 (可能な場合には異性体の特定を含む。) 及び化学物質の分類上の構造

(b) 残留性 (次のいずれかの情報を提供する。)

- (i) 化学物質の水中における半減期が二箇月を超えること、土中における半減期が六箇月を超えること又はたい積物中における半減期が六箇月を超えることの証拠

- (ii) この条約の対象とすることについての検討を正当とする十分な残留性を化学物質が有することの証拠

(c) 生物蓄積性 (次のいずれかの情報を提供する。)

- (i) 化学物質の水生種の生物濃縮係数若しくは生物蓄積係数が五千を超えること又はこれらの資料がない場合にはオクタノール／水分配係数の常用対数値が五を超えることの証拠

- (ii) 化学物質に他に懸念される理由 (例えば、他の種における高い生物蓄積性、高い毒性、生態毒性) があることの証拠

- (iii) 化学物質の生物蓄積の可能性がこの条約の対象とすることについての検討を正当とするのに十分であることを示す生物相における監視に基づく資料

(d) 長距離にわたる自然の作用による移動の可能性 (次のいずれかの情報を提供する。)

- (i) 化学物質の排出源から離れた地点における当該化学物質の潜在的に懸念すべき測定の水準

(ii) 化学物質が別の環境に移動した可能性とともに、大気、水又は移動性の種を介して長距離にわたり自然の作用により移動した可能性を示す監視に基づく資料

(iii) 化学物質がその排出源から離れた地点における別の環境に移動する可能性とともに、大気、水又は移動性の種を介して長距離にわたり自然の作用により移動する可能性を示す環境運命の性質又はモデルによる予測結果。主に大気中を移動する化学物質については、大気中における半減期が二日を超えるべきである。

(e) 悪影響 (次のいずれかの情報を提供する。)

(i) この条約の対象となる化学物質とすることについての検討を正当とする人の健康又は環境に対する悪影響を示す証拠

(ii) 人の健康又は環境に対する損害の可能性を示す毒性又は生態毒性の資料

この段落は、他の段落と重複する内容であるため、本文では省略する。